

安城市農業委員会議事録（定例会）	
日 時	令和 7 年 6 月 2 3 日（月） 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会 午後 3 時 0 2 分
会 場	安城市役所本庁舎 3 階 第 1 0 会議室
委員会を構成する委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 8 名
出席委員数	法第 8 条による委員数 1 4 名 法第 1 8 条による委員数 2 6 名
欠席委員	大島 清隆推進委員、中嶋 邦彦推進委員
議長	会長 林 茂樹
事務局	仲道事務局長、近藤事務局課長、池田主幹、石原係長、細井主査、大橋主事、新山主事補
議事録署名者	8 犬塚 伊佐夫 委員 9 太田 千尋 委員

会議の記録

午後２時３０分、林茂樹会長は議長となり開会を宣する。

続いて議長は、議事録署名者として次の２名を指名

議事録署名者は９番 太田 千尋委員 ８番 犬塚 伊佐夫委員

また、欠席者は５番 大島 清隆推進委員 １５番 中嶋 邦彦推進委員

続いて議長は議事に従い、下記のとおり議案を上程

□ 日程第１ 第２５号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第１ 第２５号議案、農地法第３条の規定による申請についてご説明申し上げます。今回の申請は、受付番号１８番の１件です。

申請内容は、農地の所有権移転が１件です。

譲受人の理由は、農耕に精進するためが１件です。

譲渡人の理由は、相手方の要望によるためが１件です。

耕作従事要件や周辺地域との調和要件など、書類審査や現地調査などで確認しており、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第２ 第２６号議案 農地法第４条の規定による許可申請について及び日程第３ 第２７号議案 農地法第５条の規定による許可申請について

上記の議題について新山主事補から次のとおり説明があった。

それでは、日程第２第２６号議案 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号５番の１件で、転用用途は一般個人用住宅です。

続きまして、日程第３第２７号議案、農地法第５条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号44から49番までの6件です。転用施設別に見ますと、一般個人住宅が4件、駐車場が1件、資材置場が1件です。

お配りしてます。『1,000㎡以上の案件位置図』と書かれた資料をご覧ください。

今回個別説明をする大規模案件はございませんが、申請面積1,000㎡以上の案件について、裏面に受付番号46番の資材置き場の位置図を載せていますので、場所をご確認ください。個別に気になる案件がございましたら、後ほどご問い合わせください。

なお、いずれの転用計画につきましても、土砂の流出や汚水・雨水の排水処理などについて、周囲農地等への悪影響を未然に防止する計画となっており、建築許可申請等の他法令上の手続きがされていることを確認しております。

今回の申請に関する現地調査につきましては、6月16日(月)に加藤公健委員と杉浦和彦委員に行っていただき、現地にて申請書類と農地区分やその許可の基準等について確認していただいております。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第4 第28号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

日程第4 第28号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は、受付番号9番及び10番の2件です。内容審査を行った結果、納税猶予を受けるに適格であると認められます。

本日ご承認いただきましたら、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を発行する予定です。

以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第5 第29号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案について及び日程第6 第30号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用

地利用集積等促進計画案について

なお、この議案には、議事参与の制限を受ける委員がおられますが、まず、議案の全体説明を事務局にさせていただき、その後、議事参与の制限を受ける委員のものと受けないものとを分けて審議いたしますので、ご承知ください。

上記の議題について大橋主事から次のとおり説明があった。

始めに、日程第5 第29号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。議案1ページ目の令和7年度、農用地利用集積等促進計画案（地域計画の区域外）の実施総括表を御覧ください

期間満了による更新再貸付面積が688㎡となります。2ページおよび3ページにつきましては、実施総括表の明細でございます。明細表の説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。次に、日程第6 第30号議案農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画案についてご説明申し上げます。

議案1ページ目の令和7年度の農用地利用集積等促進計画案（農用地地域計画の区域内）の実施計画総括表をご覧ください。新規に利用権を設定する農地が2,939㎡、期間満了による更新・再貸付の面積が1,363㎡、合計4,302㎡になります。

2ページ目および3ページ目につきましては、実施総括の明細でございます。明細の説明は省略させていただきます。本日、農用地利用集積等促進計画案の内容についてご承認いただきましたら、農地中間管理機構に提出させていただきます。

以上で説明を終わります。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限を受けるものから審議します。

まず、加藤公健委員に関する事項から審議いたしますので、加藤公健委員は退席していただきます。

それでは、加藤公健委員に係る促進計画は、第30号議案書の3ページ目の表の1人目の行に記載されております。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

異議なしと言うことですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。加藤公健委員は入室してください。

続きまして、加藤公健委員に関係する事項を省く促進計画について審議いたします。

意義なしということですので、この部分の促進計画は議案どおり決定させていただきます。

続きまして、これまで審議した部分を除く促進計画について審議いたします。ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

□ 日程第7 報告第6号 専決処分について

上記の議題について細井主査から次のとおり説明があった。

日程第7 報告第6号 専決処分についてご報告いたします。

始めに、農地法第4条の届出についてご説明ご説明申し上げます。

今回の届出は、受付番号6番7番の2件です。転用事由としましては、住宅の建築が2件です。

続きまして農地法第5条の届出についてご説明申し上げます。今回の届出は、受付番号22番から27番の6件です。転用行為別に見ますと、住宅用地が1件、住宅の建築が2件、分譲用宅地用地が3件です。

続きまして、農地法第18条の合意解約についてご説明申し上げます。今回の申請は受付番号123番から132番、10件です。解約事由別に見ますと、自作するためが1件、転用するためが9件です。

続きまして9ページ、現況証明願についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号6番の1件です。申請地が20年以上前から宅地として一体利用されています。

続きまして10ページ、取下願についてご説明申し上げます。

今回の申請は受付番号1番の1件です。取下事由としましては、資金確保の目

途が立たないためです。

最後に相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況についてご説明申し上げます。今回は、平成17年に相続開始となった該当地について、現地調査を行った結果、いずれの農地も適正に耕作・保全がなされている旨を税務署に回答しております。

以上で説明を終わります

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、協議依頼事項について次のとおり説明があった。

1 農用地利用計画変更申出について

上記について大橋主事から次のとおり説明があった。

右肩に協議依頼事項とある「農用地利用計画変更について」という資料A4、1枚の物こちらをご覧ください。こちらは令和7年5月に申し出のありました農地利用計画の変更申出の総括表となっています。

今回の申出内訳は、農用地区域からの除外が9件、67,558.90㎡でした。除外の目的別に見ますと分家住宅が2件、工場が3件、駐車場資材置き場が3件、その他として物流倉庫が1件の申し出となっております。それぞれの詳細については裏面の通りです。なお1,000㎡以上の除外案件の位置図と、土地利用計画図については、同じく協議依頼事項と記載した資料を配付しておりますので、そちらに位置図の方をご確認ください。なお現地調査につきましては、6月16日に杉浦和彦委員と加藤公健委員にご協力いただき、実施いたしました。

除外案件については、本委員会にご了承いただきましたら、愛知県知事との事前協議の手続きに移らせていただきます。以上で説明を終わります。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

2、農地所有適格法人の事業状況等の報告について

上記について石原係長から次のとおり説明があった。

1 ページ、資料 1 をご覧ください。

農地法第 6 条第 1 項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に農業委員会へ経営状況等を報告することになっています。

また、農業委員会はその報告を受け、その法人が農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人の 4 つの要件である、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件を満たしているか、及び満たさなくなるおそれがないかについて確認する必要があります。

では、一覧表の下部の※ 1 から※ 4 までをご覧ください。

まず、1 ですが、法人の形態としては、非公開の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社又は農事組合法人でなければなりません。

次に、2、事業要件としては、売上高の過半が農業によるものであることが必要です。

そして、3、構成員の要件としては、農業常時従事者、農地を提供した個人、地方公共団体、農協などの議決権が、総議決権の 1 / 2 を超えていることが必要です。

最後に 4、役員要件としては、役員の過半が農業の常時従事者であり、役員又は重要な使用人のうち、1 人以上が農作業に従事していることとございます。

そして、報告のあった市内 8 法人について、提出された報告書のこれら 4 要件を確認し、まとめたものが表のとおりであります。結果としてすべて要件を満たしておりましたのでご報告いたします。

この件につきましては、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

続いて、連絡報告事項について新山主事補から次のとおり説明があった。

「1 前期年度採掘所現地調査の結果」について報告いたします。定例会資料の資料 2、2 ページをご覧ください。調査は 6 月 4 日、6 日および 10 日に実施いたしました。

調査対象は市内全域で 16 か所、総面積は 85,180 m²です。調査員として、農地利用最適化推進委員 3 名、愛知県西三河農林水産事務所職員 2 名事務局職員 3 名、生産粘土推進の会 2 名の合計 10 名が 3 班にわかれて現地に出向き、県防止対策等の有無、改正状況用水路の保全状況などを調査しました。

調査結果については 3 ページのとおりとなります。このうち、指導が必要なものについて説明いたしますので、4 ページをご覧ください。1 番、●●の現場については、左側の写真を丸で囲ってある採掘場は、令和 6 年 10 月 31 日までの

許可期限ですが、調査日の時点で、農地への復元が完了しておりませんでした。

そして、水質汚濁対策として沈砂池の設置がされていませんでした。また、許可書の掲示もされていませんでした。5ページをご覧ください。3番、●●の現場について、雨水または地下水がポンプアップされていませんでした。

また、許可書の掲示もされていませんでした。6ページをご覧ください。5番●●の現場は採掘場の出入口は申請と異なり2つ設置されていました。7ページをご覧ください。13番●●の現場は、隣地に区分地上権を設定し、ホースを使って水路に排水をするという申請内容でしたが、ホースの位置が異なっていました。

これらの内容は、各業者に対し文書において是正を求めています。なお結果は調査に同行した西三河農林水産事務所、西三粘土推進の会で送付しております。以上で報告を終わります。

2番以降について石原係長から説明があった。

「2 安城市農業委員会総会」について

本日、定例会の開始前に行いました事前の抽選にご協力をいただきましてありがとうございました。

本日の抽選の結果を基に議席等の番号を決めさせていただく予定ですが、本日の番号をそのまま議席等の番号とせず、農業委員、推進委員に振り分けた上で順番に並び替えさせていただく予定をしておりますので、ご承知おきください。

なお、引いていただいた抽選用紙につきましては、定例会終了後に集めさせていただきますので、氏名を記載の上、机の上に置いてお帰りくださいますようお願いいたします。

そして次回、7月の農業委員会では定例会の前に総会を開催いたします。ここではまず、本日の事前抽選の結果を基に次の1年間の配席を決定します。その次に、農地利用最適化推進委員の区域代表者、つまり運営委員の方を選出するという段取りとなりますので、よろしくお願いします。

また、運営委員の選出に関しまして、開催通知文の中で書かせていただきましたが、本日の定例会終了後に事前協議を行っていただきますとしておりましたが、定例会の前に開催されました運営委員会の中で確認したところ、どこの地区も既に事前協議が済んでいるということですので、本日の事前協議は行わないということにしました。

「3 愛知県農業会議通常総会」

6月25日（水）に名古屋市で開催されますので、会長にご出席いただくとともに、事務局課長が随行をさせていただきます。

「4 配付物」

農業委員会業務必携をお手元に配付いたしましたので、ご活用ください。

「5 次回予定」

次回は、7月22日（火）に開催いたします。

開始時刻、場所は、記載のとおりでございますが、午後1時30分から本庁舎2階第4会議室にて運営委員会を、午後2時30分から第10会議室にて総会を開催し、総会后、定例会、定例会化の後は研修会ということで農地パトロールに関する研修を行う予定でございます。

次第には書いてないのですが、本日推進委員の皆様からお配りしていたタブレットの回収をさせていただきましたけれども、今日お待ちいただけなかった方が2、3人みえました。大変申し訳ないのですがSIMを業者に返さないといけないため、今月中にお持ちいただきたいと思っておりますので、申し訳ありませんがよろしくお願いいたします。

連絡・報告事項については、以上でございます。

議長が質疑を諮ったところ、全員異議なく了承。

午後3時2分、議長は閉会を宣する。